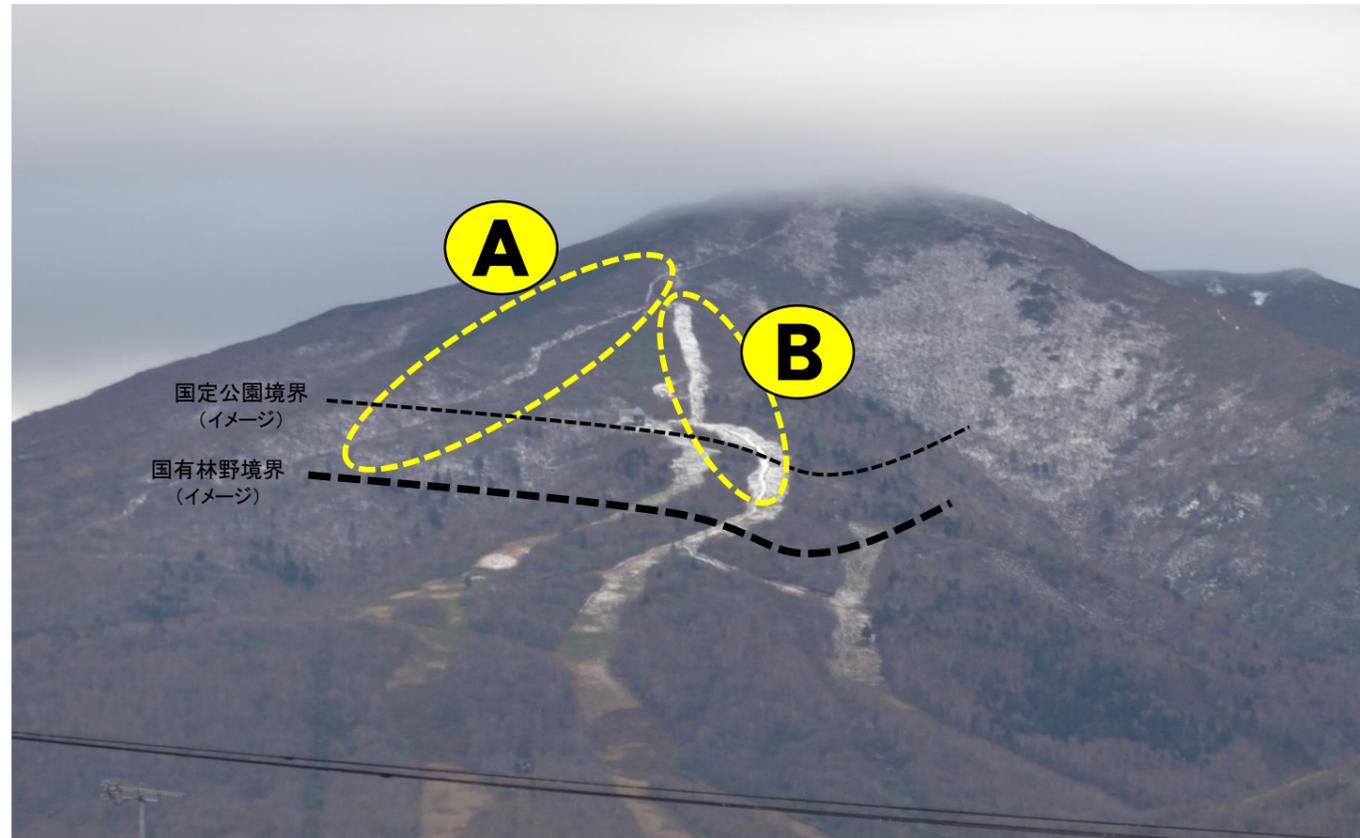


■国有林の誤伐について

伐採の目的 / キャットツアー滑走エリアの拡大をおこなうため

※圧雪車の走行する道（キャットロード）を整備するものであり、新たなゲレンデを整備するものではありません。



A 伐採日/H30.9~11

許可範囲外の立木伐採
 イフナイリゾート運営会社 国有林内で

【岩内】町野東のスキー場イフナイリゾートを運営するユキカムイ（ジョン・グライナー社長）が昨年9月1日～11月1日にかけて、岩内岳国有林内の立木247本を、後志森林管理署の許可範囲を超えて伐採し、同署から指導を受けていたことが分かった。

同社が同管理署に提出した始末書と願末書などによると、同社は雪上車（キャット）の新しい走行コースの調査のため昨年9月からササ刈りを開始。作業前に同管理署から胸高130センチ以上、直径6センチ以上の立木

は伐採しないよう説明を受けたが、その基準を超えたイタヤカエデなど計247本の立木を伐採した。立木の定義について誤解があったためという。同社は伐採した立木の賠償金を支払った。

住民からの情報提供を受け、同社や同管理署、岩内町などで現地を確認し、昨年11月に発覚した。同社は取材に対し「大変申し訳ないと思っています。今後は岩内町、道、森林管理署と認識の共有を徹底して作業を行っていきたい」とした。

（岩内江平）

令和元年6月27日 北海道新聞朝刊

B 伐採日/H29.6~H30.6

R1.6に、後志森林管理署より立木の伐採許可範囲を超えているとの指摘および後志総合振興局より、一部エリアにおいて、国立公園内における無許可伐採の指摘を受け、現在、処分に向けた調整が進められております。

理由は、上記A同様、立木の定義について誤解があったことによります。